第１２回たつの市農業委員会総会（１１月定例会）議事録

令和 3 年 11 月 25 日（木）午前 10 時から第 12 回たつの市農業委員会総会（11 月定例会）を新館 302 会議室において招集した。

出席委員　18 名　欠席委員　1 名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	~~8~~	~~大西　正清~~
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

〇会長

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

〇議長（会長）

只今から第 12 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

〇事務局

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 18 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

尚、８番大西委員からは欠席の届出を受けております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
・利用目的の変更届について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。
尚、資料５ページ議案第 71 号「農地法第３条の規定による所有権移転・売買の承認について」の３件目～５件目の案件について、御津地区委員会にて内容の再確認が必要との判断となり今月の審議を保留するとの決定に至りましたので、この３件については今月保留といたします。

３　会議宣告
○議長（会長）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、5 番：岩田きん子委員、6 番：三村誠委員にお願いします。
（「はい」）との声）
次に、日程第 2「議案第 68 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 68 号　非農地証明願の承認について」
農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 1 件出ていますのでご説明いたします。
願い出地は、揖西町[redacted]の登記地目・田で現況は雑種地、面積は 556 ㎡です。願い出人は [redacted]、20 年以上前に造成を行い雑種地となってから放置してあり、この度、売買して所有地の整理をするために願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農

地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 68 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 69 号　農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 69 号　農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積の指定について」

農地を取得しようとする者の耕作面積の下限は、農地法 3 条の規定では北海道を除く都府県で原則 50 a となっていますが、同条第 2 項第 5 号括弧書きで、農業委員会が農林水産省令で定める基準に基づき、別段の面積を定めることができるようになっています。

この度、空き家に付随する農地で区域指定の申請があった新宮町平野 339 番 1 を下限面積 1 平方メートル区域に追加し、それ以外の区域はこれまでどおり 30a と定めるものです。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 69 号」は原案のとおり決定されました。

次に、日程第 4「議案第 70 号　農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 70 号　農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3 条使用貸借権設定の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]の畑で面積は 168 ㎡、借受人は[redacted]、貸渡人は[redacted]。本件は空き家に付随する農地であり、議案第 69 号で別段の面積を定めており、下限面積 1 平方メートルを適用します。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は田舎に興味があり、この空き家を見つけて転入したとの事です。

申請地では、果樹の栽培を行うとの事ですので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、遵守事項誓約書を提出させ、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

またこれからは 2 年間の使用貸借したのちに問題なければ、所有権移転を行うものと思われます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 70 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 71 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 71 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 5 件出ていますので、ご説明いたしますが、3 件目から 5 件目の案件は保留となり 1 件目の案件に関しては山本委員に関する案件となりますので、先に 2 件目のみの説明となります。

2 件目の申請地は、揖保町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計で 1,426 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は以前から農地の管理が出来ずに譲受人へ耕作を依頼していたが、この度売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元で担い手として農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 8,026.3 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、7891 番以外は原案のとおり承認されました。

次に同じく 7891 番の案件についてですが、山本委員退出お願いします。

（山本委員退出）

それでは 7891 番について事務局にて議案を朗読させ説明させます。

○事務局

申請地は、龍野町[redacted]他 1 筆の田で面積は 2091 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は以前から農地の管理が出来ずに譲受人へ耕作を依頼していたが、この度売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も申請地を耕作しており農機具も所有しているので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 5008.77 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認する事に決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、7891 番は原案のとおり承認されました。

（山本委員　入室）

次に、日程第 6「議案第 72 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 72 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町[redacted]の田で面積は 2.03 ㎡、譲受人は神岡町[redacted]、譲渡し人は[redacted]、申請地は、譲受人の田へ水を入れるための水口であり今までは、申請地を使わせてもらい水を入れていたが今後の事も考えて購入する事となりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も隣接地を耕作しており農機具も所有しているので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 942.91 ㎡ですので条件を満たしていませんが、例外規定（位置・面積・形状等から隣接地と一体として利用しなければ利用する事が困難と認められる場合で、隣接する農地を現に耕作している事）により条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、面積が極小で水口という事で、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 7 筆の田で面積は合計で 2,747 ㎡、譲受人は[redacted]他 1 名、譲渡し人は[redacted]、譲受人 は戦後間もない頃から小作人として申請地を耕作していたが、譲渡し人も今後耕作する予定もなくために、贈与することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も農地を管理しており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,855 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。3 件目の申請地は新宮町[redacted]の畑で面積は 449 ㎡譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]　譲受人と渡し人は親戚関係にあり地元在住の譲受人が今まで管理してきたが、この度贈与することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も申請地を管理しておりすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 8,144 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 72 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 7「議案第 73 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 73 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条使用目的変更の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、揖保川町[redacted]の畑で、面積は 211 ㎡、住宅等

が連坦する第3種農地と判断します。
申請人は、[redacted]　[redacted]です。
現在自分の車を駐車している場所での車の出し入れが難しくなり近所で集落内の耕作していない土地を駐車場として利用するものです。
工事計画は、許可後数日で整地し駐車場等を設置します。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
よって、農地法第4条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第73号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
次に、日程第8「議案第74号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第74号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」
5条使用貸借の案件が2件出ていますので、ご説明いたします。
1件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で、面積は323㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断しますが、当該申請地は平成23年

頃から駐車場として使用しておりました。この事前行為は私の無知によるものであり、何ら他意はなく、農地法に違反する無断転用になってしまい誠に申し訳ございません。

今後は農地法を遵守しこのような事がないよう十分注意しますので今回の件につきましてはどうか寛大な処置を賜りますようお願い申し上げますとの事です。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は、[redacted]転用目的は、自己住宅の建築です。

工事計画は、許可後 30 日で整地し、その後 120 日で住宅を設置します。

必要な資金は金融機関の融資で賄いますので、金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きとして都市計画法の手続きも手続き中ですので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、敷地に接している農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖保川町[redacted]他 1 筆の田で、面積は 426 ㎡、住宅等が連坦する 3 種農地と判断しますが、当該申請地は無断で埋め立てており、この度急ぎ申請に及びました。これらの事前行為は私の農地法に対する無知によるものであり、誠に申し訳なく存じております。今後はこのような事がないうように十分注意いたしますので今回の件に関しましては寛大な処置をお願いいたしますとの事です。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は、[redacted]転用目的は、露天資材置場です。

既存のまま使用しますので工事はなく使用貸借の為、資金も必要ありません。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので許可後は転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、敷地に接している農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので

許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 74 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
　次に、日程第 9「議案第 75 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
　「議案第 75 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
　5 条売買の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
　申請地は、揖保町[redacted]の田で、面積は 262 ㎡、住宅等が連坦する 3 種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]戸[redacted]　転用目的は、露天駐車場です。
　工事計画は、許可後数日で整地し、そのまま使用します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 75 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 10「議案第 76 号　地籍調査における地目変更の認定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 76 号　地籍調査における地目変更の認定について」

地籍調査事業による調査の結果、登記簿上の地目が農地で現況が農地でない場合は、土地の利用状況、利用の確実性などや埋立て工事等の時期、経緯等を調査し、農業委員会に照会した上で地目認定することとなっております。

そこで、令和 2 年度に龍野町日飼・堂本・中村の一部及び揖保川町正條の一部・山津屋で実施した地籍調査で、登記地目が田又は畑で現況が宅地や雑種地、水路、公衆用道路など農地でなくなっているとして照会がありました。

登記簿上は農地で現況は農地でなく、担当委員及び事務局職員による現地調査の結果でも、照会のとおり農地以外で利用されていることを確認しました。

よって、農地に復元して利用する見込みはなく、地目変更に支障はないものと考えます。

詳しくは別添「議案第 76 号参考資料」をご覧ください。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 76 号」は原案のとおり認定されました。

次に、日程第 11「議案第 77 号　農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

〇事務局

「議案第 77 号　農業振興地域整備計画の変更について」

たつの農業振興地域整備計画において、農用地から除外する必要性が生じた農地があるので、市から事業計画の変更にあたり意見を求められているものです。

今回変更するのは、除外が 8 か所で、面積が 6,063 ㎡で変更後の農用地区域の面積は 2330.3ha になります。

除外目的は、添付しています参考資料にありますように、露天駐車場、露天資材置場、農業用施設敷地、一般住宅及び農地整地事業の非農用地設定に伴う農用地区域からの除外で、いずれも除外の 5 要件を満たしていますので変更に支障はなく、異議はないものと考えます。

詳しく、別添資料「議案題 77 号参考資料」をご覧ください。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

〇議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 77 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に日程第 12「議案第 78 号　農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 78 号　農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は 341 筆、設定面積は 238,934.18 ㎡です。

各筆の明細は別紙に添付していますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 12 月 1 日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 78 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 13「議案第 79 号　農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 79 号　農地利用最適化推進委員の辞任について」

11 月 8 日付けで義則聡委員から会長宛てに農地利用最適化推進委員を辞したい旨の辞表が提出されました。

辞任の理由は[redacted]

農業委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があることと、農業委員会の同意を要すると「農業委員会等に関する法律」に規定されています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきで、正当な事由としては、例

えば長期入院のため農業委員の業務ができない場合などが考えられます。[redacted]

辞任する際の具体的な手続きとしては、農業委員会の同意を得ることが必要です。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

本日の総会で辞任について過半数の賛成で議決した場合は、その日をもって辞任日とします。

また、義則委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農地利用最適化推進委員の補充が必要な場合に関する規定はございません。そのため、必ずしも、農地利用最適化推進委員が１名欠員するごとに欠員を補充する必要はないとされています。

ただし、農地利用最適化推進委員は農業委員会が定めた担当地区があり、欠員が生じたことにより地区の担当委員がいないという状態は避けなければなりません。その為新宮地区の地区委員会へ対応を相談した結果、任期満了日まで約２年もあり業務遂行に支障がある恐れがある為に、次の農地利用最適化推進委員を欠員補充していく方向で考えております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので、辞任について同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第79号」は同意することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（会長）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前10時30分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年11月25日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（5番　岩田きん子委員）

議事録署名委員
（6番　三村誠委員）